

秋田県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1（8）の別に定める「くろまぐろ」について

（第 4 管理期間）

平成 30 年 7 月 4 日公表

平成 30 年 10 月 2 日一部改正

平成 30 年 12 月 28 日一部改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においてくろまぐろは、定置網漁業では夏期に男鹿半島周辺海域において、定置網漁業以外（曳き縄漁業、はえ縄漁業及び一本釣り漁業等）では主として夏期から秋期に男鹿半島以北において漁獲される重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものと

する。

- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、秋田県水産振興センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について秋田県の知事管理量に関する事項

・管理期間：平成30(2018)年7月1日～平成31(2019)年3月31日

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	15.1 トン	うち 0.8 トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	28.5 トン	うち 1.4 トンを留保する

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等※ の割当量	13.8 トン	26.9 トン
本県の定置網漁業 の割当量	0.5 トン	0.2 トン

※漁船漁業等とは定置網漁業以外の漁業をいう。

2 採捕の種類別及び期間別の数量

採捕の種類別及び期間別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	13.8 トン	26.9 トン
うち30年7月～9月	9.3 トン	14.0 トン
10月～12月	4.5 トン	12.9 トン
31年1月～3月	0.0 トン	0.0 トン

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の定置網漁業の割当量	0.5 トン	0.2 トン
うち30年7月～9月	0.5 トン	0.2 トン
10月～12月	0.0 トン	0.0 トン
31年1月～3月	0.0 トン	0.0 トン

3 採捕の停止等の命令について

本県は、採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の各数量を超えるおそれ
が著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類別又は期間別に海洋生
物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」と

いう。) 第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準 (小型魚)	報告基準 (大型魚)
秋田県漁業協同組合	・ 漁船漁業等	・ 1 日当たり 500 キロ グラムを超える量の採 捕	同左
	・ 定置網漁業	・ 1 日当たり 300 キロ グラムを超える量の採 捕	・ 1 日当たり 300 キロ グラム(10 月～翌 3 月 までは 100 キログラム) を超える量の採捕
八峰町峰浜漁業協同 組合	・ 漁船漁業等	・ 1 日当たり 20 キログ ラムを超える量の採捕	・ 1 日当たり 30 キログ ラムを超える量の採捕
能代市浅内漁業協同 組合	・ 漁船漁業等	・ 1 日当たり 20 キログ ラムを超える量の採捕	・ 1 日当たり 30 キログ ラムを超える量の採捕
三種町八竜漁業協同 組合	・ 漁船漁業等	・ 1 日当たり 20 キログ ラムを超える量の採捕	・ 1 日当たり 30 キログ ラムを超える量の採捕

(2) (1) の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階
秋田県漁業協同組合	・各漁業者は、各総括支所の指導担当職員に電話連絡	・指導担当職員は、各総括支所長に電話連絡 ・漁協（担当職員等）は本県水産漁港課にメール/FAX 連絡 ・本県は送信者に受信連絡
八峰町峰浜漁業協同組合	・各漁業者は、漁協職員に電話連絡	・漁協職員は組合長に電話連絡 ・漁協（職員等）は本県水産漁港課にメール/FAX 連絡 ・本県は送信者に受信連絡
能代市浅内漁業協同組合	同上	同上
三種町八竜漁業協同組合	同上	同上

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

（３）（１）の本県への一報の対象となる採捕があった際に当該採捕のあった小型魚又は大型魚について漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 ・県/漁業協同組合の残存が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛
定置網漁業	・秋田県漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡 ・県/漁業協同組合の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛

- (4) 漁業者から本県全体の合計で1日0.8トンを超える採捕の数量報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、本県の第2又は第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は採捕の数量を公表した後、当該公表のあった小型魚又は大型魚に

ついて速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 漁船漁業等

① 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、1日当たりの操業時間を半減する。
- ・ 漁業者は、1週間当たりの操業日数を半減する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 漁船漁業等の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を放流する。
- ・ 漁業者は1人1日当たり1尾の混獲採捕の時点で、当該日の操業を切り上げる。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 漁船漁業等の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者は、超過を確実に避けるために1人1日当たり1尾の混獲採捕の時点で当該日の操業は切り上げるとともに、以後漁場の回避等で漁獲が積み上がらない体制が確認できるまで休漁する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置網漁業

① 定置網漁業の割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を放流する。
- ・ 漁業者は、1 日当たりの網起こし回数を半減する。
- ・ 漁業者は、1 週間当たりの網起こし回数を半減する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置網漁業の割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 1 日当たり 100kg 以上の漁獲があった時点で、漁業者は輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等（休漁相当）を実施する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 定置網漁業の割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 1 カ統 1 日当たり 1 尾以上の漁獲があった時点で、漁業者は輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等（休漁相当）を実施する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 協定締結の検討について

本県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け検討準備

することとし、第5管理期間を目途に協定内容を詰めて締結できるよう進めるものとする。

(2) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第2の知事管理量

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第3の採捕の種類別又は期間別の数量

本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

また、期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該期間ごとに採捕の停止命令をする。

(3) その他採捕の停止命令に関すること

法第 10 条第 2 項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊漁者も命令対象とする。

2 差し引き等数量について

本県の知事管理量（小型魚）について、管理期間別採捕の種類別の差し引き済みの数量（第 3 管理期間）及び差し引く予定の数量（第 4 管理期間以降）並びに未消化分の上乗せ済みの数量（第 4 管理期間）及び上乗せ予定の数量（第 5 管理期間以降）は以下のとおりである。なお、第 4 管理期間終了時に未消化の数量が生じた場合は、その分を第 5 管理期間に差し引く予定の数量へ充当することとする。

管理期間	差し引く数量		未消化分の上乗せ数量(C)	当初数量(D)	差し引き後の数量(E) (=D-A-B+C)
	定置網漁業(A)	漁船漁業等(B)			
第3管理期間 (2017.7.1～2018.6.30)	2.02 トン	0.00 トン	- トン	21.50 トン	19.48 トン
第4管理期間 (2018.7.1～2019.3.31)	1.50 トン	2.80 トン	0.00 トン	19.40 トン	15.10 トン
第5管理期間 (2019.4.1～2019.6.31)	0.20 トン	0.40 トン	(未定) トン	2.10 トン	1.50 トン
第5管理期間 (2019.7.1～2020.3.31)	(未定) トン	(未定) トン	(未定) トン	(未定) トン	(未定) トン